

## 軽自動車税（種別割）の税率のお知らせ

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在、市内に主たる定置場のある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者にかかる税金です。

三輪以上の軽自動車については、車両の区分や最初の新規検査年月によって、適用される税率が異なります。

○ 原動機付自転車・小型特殊自動車・被牽引車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車・雪上車  
登録されている次の車種の車両全ては下記のとおり税率です。

車種区分		税額
	総排気量	
原動機付 自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	三輪以上のもの	3,700円
小型特殊 自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円
被牽引車		3,600円
軽二輪（125cc超250cc以下）		3,600円
小型二輪（250cc超）		6,000円
雪上車		3,600円

### ○ 軽三輪車、軽四輪以上の車両

最初の新規検査（車両番号の指定を受けたことのない車両を新たに使用するとき受ける検査）により、**重課税率、旧税率、新税率、軽課税率**いずれかの税率になっております。

初度検査年月の確認については、車検証に記載されています。

車種区分			車検証記載の初度検査年月		
			平成19年3月 以前 (※重課税率)	平成19年4月～ 平成27年3月 (旧税率)	平成27年4月～ (現行税率)
軽三輪			4,600円	3,100円	3,900円
軽四輪以上	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	6,000円	4,000円	5,000円
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円

※重課税率は電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ハイブリット及び被けん引自動車は対象外です。

(裏面もお読みください)

車種区分			対象以外の 車両 (新税率)	軽課税率		
				基準 1	基準 2	電気軽自動 車・天然ガス 軽自動車
軽三輪			3,900円	3,000円	2,000円	1,000円
軽四輪 以上	乗用	自家用	10,800 円	8,100円	5,400円	2,700円
		営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物用	自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円
		営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円

※軽課税率は平成31年4月1日～令和2年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両となります。

※軽課税率が適用されるのは1年度分に限られます。平成31(令和元)年度に対象だった車両は、令和2年度からは対象外になります。

・基準1とは

平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用  
平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成の貨物  
※税率を概ね25%軽減している車両

・基準2とは

平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+30%達成の乗用  
平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成の貨物  
※税率を概ね50%軽減している車両

・天然ガス軽自動車とは

平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限ります。

※税率を概ね75%軽減している車両